

第15回滋賀県子ども若者審議会 会議概要

1 日 時 令和2年2月14日（金） 10時00分～12時00分

2 場 所 大津合同庁舎7-D会議室

3 出席委員 池内正博委員、大久保和久委員、静永賢瑞委員、高橋啓子委員、
土田美世子委員、中西尚代委員、野田正人委員、馬場貞子委員、
宮本麻里委員、渡部雅之委員
(五十音順)

4 議事内容

○ 開会

○ 出席委員数確認

出席委員数は10名であり、滋賀県子ども若者審議会規則第4条第3項に定める開催要件を満たしていることが事務局から報告された。

○ 子ども・青少年局長あいさつ

○ 出席委員自己紹介

○ 事務局職員紹介

○ 会長選出

滋賀県子ども若者審議会規則第2条第2項に基づき、委員の互選により会長を選出。

○ 会長職務代理者の指名

滋賀県子ども若者審議会規則第2条第4項に基づき、会長より会長の職務代理者を指名。

○ 資料の確認

(1) 滋賀県子ども若者審議会の運営について

事務局から審議会の設置根拠、担当事務等について説明。

(2) 淡海子ども・若者プラン次期計画（案）について

事務局から淡海子ども・若者プランの位置付けや策定スケジュール等を説明。また、「次期淡海子ども・若者プラン（原案）」について実施した県民政策コメントの結果とそれらを踏まえたプランの修正案について説明。

各委員からは次のとおり発言があった。

【委員発言】

(委員)

- ・ 43ページの児童・生徒の生活保護（教育扶助）および就学援助の受給割合とは何を指している数字なのか。また、何を母数にしたのか。解説がないのでわかりにくい。
また、スーパーバイザーの配置が必要というのはどのセクションにどういう立場の人を置こうとしているのか、わかりにくい。

(事務局)

- ・ 支援者が、支援を必要とする家庭を把握したくても個人情報関係で市町からの情報入手が困難である一方、アウトリーチ型の支援が必要という状況にあり、支援者が活動しやすいよう、例えば専門性を持った方を置きながら支援していったらどうかということに記載している。

(委員)

- ・ スーパーバイザーというと何らかの職種の方のレベルアップのためにバックアップする役割と認識しているが、バックアップする主体がわかりにくいまま、スーパーバイザーという言葉が出てきてしまっている。取り手によってイメージが拡散する可能性がある。
また、家庭訪問で面談ができないということは安否確認ができないということ。学校では繰り返し安否確認ができない場合は市町に通告するよう通知が出ている。アプローチが難しいという中には、貧困にとどまらず健康や命に係わるケースもある。

(会長)

- ・ 相談を受ける支援者に、客観的に指導や助言、育成をできる人がスーパーバイザーとしてつくことによって、スキルアップになるというイメージ。社会的にあまり使っていない？意図が伝わりやすいよう丁寧に説明してはどうか。

(委員)

- ・ スーパーバイザーという言葉だけ見てわかるかという点と難しいかもしれない。

(委員)

- ・ 説明を入れてもらってはどうか。対面で支援される方は本当に御苦労されており、指導していただく方がほしいという気持ちなら、スーパーバイズという言葉になると思うが、説明としてわかりにくいかもしれない。

(会長)

- ・ 説明を加えるか、言葉を外してわかりやすい表現とするか。

(委員)

- ・ 専門アドバイザーなどであればイメージしやすい。

(委員)

- ・ 日本の中で生活保護のスーパーバイザーという言葉は古くから使われているが、必ずしも広がっていない。役割としてイメージがつかないので、ちょっと丸めた方がよいかもしれない。

(委員)

- ・ 支援者自身の支援・育成や教育と説明するとよいのではないか。

(会長)

- ・ 県民の方に広く理解してもらうにはわかりにくい言葉かもしれない。他にも御意見があればお願いしたい。

(委員)

- ・ 若者が30歳未満というのは驚いた。若者への支援が就業支援だけになっているような気がするが、いたしかたないのか。

(会長)

- ・ 年齢のところは当初から審議会でも出ており、議論したところ。

(事務局)

- ・ 就労支援も大事だが、青少年の健全育成についても大事であり、様々な御意見をいただいている。地域の中で青少年が活躍できる場を作っていこうという取組についてもプランに記載させてもらっている。

(委員)

- ・ 就労支援が中心になって、働かなければならないというメッセージになってしまったのはと思ったので伺った。

(委員)

- ・ 数値目標の家庭教育支援チームを組織する市町数について、平成30年度時点で6市町であるものを令和6年度に12市町にしようというものがあるが、単純に倍にしようということなのか。

(事務局)

- ・県の教育大綱の数値目標とあわせており、毎年1市町ずつ増やしていこうと計画している。

(委員)

- ・計画の視点の中で、制度の狭間などで支援が行き届いていない人への支援や情報、また、支援が届きにくいひとり親家庭への対応強化など記載されており、ありがたい。直接的に書かれていない施策にもそういった視点が溶け込んでいるものと思うが、67ページの子育てに関する情報提供において、インターネット等を活用した情報提供とある。インターネットだと一方的にホームページに載せておしまいかというイメージを持たれてしまうので、訪問やアウトリーチなどを含めて情報を届けていくということが出せないか。

(事務局)

- ・ホームページから情報発信するほか、母子健康手帳をお渡しする際に各種支援の情報をお渡しするなどしていきたいと考えており、表現を検討したい。

(委員)

- ・母親たちの再就職を支援しているとき、母親が一番何に悩んでいるのか考えると、7つの基本施策の2の(5)に仕事と家庭の両立支援があり、計画の中にも両立という言葉が多く出てくる。母親が悩んでいるのは正にそれであり、両立と聞くと、女性が仕事も家庭もがんばらないといけないというイメージがまだまだあり、そこに苦しんでいて再就職の一步を踏み出せないという声を本当にたくさん聞く。両立より調和や相乗効果といったすべてを楽しんでやっていくといった表現を、具体的な施策に落とし込んで、出してってもらえると救われる方も多いと思う。

(会長)

- ・お気持ちはよくわかる。ただ両立という言葉は国の施策から流れてきており、仕事と家庭も両立したいという人の支援となるとこの言葉が出てきて、最終目標となってしまう。調和というとアバウトになってしまい、従来の男性がメインで働いて、できることをやっていったらうまくいくというイメージを持たれてしまう。最終目標はそこではなく、望む人がいるならもっと働き方も可能な社会にしないといけないという力んだ言葉になる。社会の理想に現実が追い付いていない。ただ、言葉的にはこれになってしまうのだろう。

(委員)

- ・ワークライフバランスの「バランス」を「両立」に置き換えざるを得ない状況。企業に配

慮しなさいというメッセージ、男女問わず子育てに関わろうというメッセージ、母親向けのメッセージと、メッセージ性が変わってくるものが複雑に乗っかっている概念だろうと思う。

先の長い計画なので、それぞれのところに届くように、どこを取り出して強調すればよいか、審議会の中での意見も踏まえながら、それぞれの立場に応じて理解できるように検索のような整理ができるとよい。

(会長)

- ・今後、審議会の中で各セクションに向けてわかりやすい言葉かけができるとよい。立ち場立ち場に呼びかける方が効果的。

(委員)

- ・今後、進行管理をしていく際、数値目標は数値で示されると思うが、文章だけで書かれている具体的な取組についても、数値で現れないものもあると思うが、どこまで進んでいるか、わかる進行管理や方法を検討してほしい。

(会長)

- ・計画に記載のある視点が入ったことで、入れなかった場合とどのような違いがあるのかということがわかりにくい。力を入れるべきところ、目指している社会や問題点を共有してもらうための活動、努力が求められていると思う。それぞれがこの計画を精査し、次回に繋いでいくには、情報共有して、議論して、浸透していくということが大切。

(委員)

- ・難しいことを易しく、易しいことを深く、深いことを楽しく、と井上靖の言葉だが、しっかりした形を作っても、難しい言葉を使って、県民にわからなければ意味がないので、難しい言葉を易しい言葉で伝えることが一番大切。易しいことが実は深いことなんだとわかるようにできるとよい。

現場にいるとスピード感が求められる。せっかく作った計画が現場に降りてくるときに、いろいろな事務手続き等で遅れてくるとか、支援を受けられる人が時間の都合で受けることができないとなってしまうのは意味がないので、スピード感を考えるとやはり易しいということが現場では求められる。

- ・待機児童解消のために施設を増やしているが、今後人口が減ってくる地域も出てきており、そういった地域の児童福祉をどうやって支えていくのか、少子化現象の問題を今後どうしていくのか。この5年のプランの中でも若干触れているが、さらに5年、10年先のことを考えていくと、少子化、人口減のことを踏まえて児童施設の維持について段階的に計画に入れていってほしい。

(会長)

- いくつか次回に向けてのサディッションをいただいた。この計画を浸透させていくためのわかりやすい呼びかけの努力、イベント。また、長いスパンになると社会の変化が早いスピードでやってくることもあり、国が一つ施策や法律を変えると大きな影響があるので、それに即して私たちの暮らし自体をどう変えていくのか、きめ細かく見守り考えていく必要がある。

(3) その他

事務局から滋賀県保育士実態調査報告書（案）、令和2年度事業概要を説明。
各委員からは下記のとおり発言があった。

(会長)

- 調査は選択式なのか自由記載なのか。

(事務局)

- ボリュームが多いため、基本的には選択式。最後に自由に意見を記載できるようにした。

(会長)

- アンケート調査をする際、こちらが提案した項目の場合、それ以外の項目が挙がっている場合と大きく結果が変わる。困っていることについて、自由記載を求めても、保護者対応と書く人は少ないが、保護者対応が項目にあれば回答者が多いということがある。
- 分析をしていく中で、例えば、結婚して辞める方が多いというのは仕事に魅力がないなど何らかの問題があるだろうし、職場の人間関係や責任の重さなど中身が割とアバウトなので、どのように絞っていくか。保護者対応についても「あなたの関わり方が悪い」と職場で言われてしまうと自信をなくしてしまい、自分の能力の問題とってしまっ、給与や体のしんどさを考えると辞めようかなということもある。内容をよく見てもらって対策を立ててほしい。
- 質のいい保育園、子ども園として、0～3歳児の空白を医師の協力を受けてしっかり対応できるものが立ち上がれば、子どもが欲しいと願っているアンケート結果は多いので、このギャップを埋めていく資料になると思う。

(委員)

- これだけの回答があれば、クロス集計もできると思うので、突っ込んだ分析ができる貴重な資料。

(委員)

- ・ やりがい、大切だと思うことという項目で、子どもへの愛情が最も多いが、保育に関する技術という回答はほとんどなかったのか。保育士は女性であればできるのではないかと専門性を低く見られることがあるが、専門性を低く見られることがストレスに繋がって、給与が安く感じるということにも繋がってくる。大事な仕事だとわかってもらえていれば、満足度も高くなり、給与が安いといった思いも減ってくるのではないかと。

(事務局)

- ・ 保育に関する技術という回答項目は挙げていた。今回の資料は上位項目を抜粋しているが、調査結果本編では回答状況が出てくる。保育士の地位の向上については、保育施設からは処遇改善の次に公的支援をしてほしいという結果になっており、今後取り組んでいきたい。

(会長)

- ・ 自分の持っているスキルやポリシー、誇りのようなものがどのくらい社会的な評価とマッチングしているのかというところまで掘り下げていけるとよい。今後、事務局から分析の結果を報告してもらえるものと思う。

(委員)

- ・ 給料はいくらなら満足なのかという指標があればよい。ベースがないと、世論が安いというから安いと思ってしまうということもあるのではないかと。

(会長)

- ・ 保護者対応が難しい場合、市によっては支援課を作って市全体で保育士を支援している。バックアップ体制も重要。

(委員)

- ・ 認定こども園になる際、保育士と幼稚園教諭の条件のすり合わせをする際、給与だけでなく、夏休み等があるかないか、勤務時間などで、条件が劣悪ということで大量退職となった事例もある。初任給は各職種でほとんど差異がないが、生涯で考えればこの年齢構成でこの金額というのは厳しい。

(委員)

- ・ 今後調査を行う際は、乳児院や施設保育所も同じ保育士として調査対象としてもらえると大変ありがたい。

- 事務局から事務連絡
- 子ども・青少年局副局長あいさつ
- 閉会